

知多市体育協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、知多市体育協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協会の事務局を知多市民体育館内に置く。

(加盟)

第3条 協会は、公益財団法人愛知県体育協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 協会は、本市における体育・スポーツの普及・振興を図り、市民の体力向上と健康の増進に努め、『明るく住みよい町づくり』に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の社会体育発展のために積極的に活動・協力すること。
- (2) 競技会・練習会・講習会等を開催すること。
- (3) スポーツ諸団体の育成と連絡調整及び会員の融和を図ること。
- (4) 指導者の育成と資質の向上を図ること。
- (5) 優秀なる選手の育成と技術の向上を図ること。
- (6) 市外のスポーツ団体と積極的に交流を図ること。
- (7) その他・前条の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 協会は次の正会員・特別会員・賛助会員をもって組織する。

- (1) 正会員は、市内在住、又は在勤者で協会の各競技団体に所属する者。
- (2) 特別会員は、第4条の目的及び第5条の事業を賛助する法人、個人及びグループ。
- (3) 賛助会員は、同条(1)以外の者で協会の各競技団体に所属する者。

第4章 役員

(設置および選出)

第7条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 11名以内
- (6) 理事 各競技団体代表・中小体連代表
- (7) 監事 2名
- (8) 事務局長 1名

2 理事は、協会の競技団体から推挙された者及び中小体連代表とする。

3 常任理事は、理事の互選及び中小体連代表・事務局長とする。

4 理事長及び副理事長は、常任理事の互選とする。

5 会長及び事務局長は、常任理事会において推挙し理事会の承認を得る。

6 副会長は、会長が推挙し理事会の承認を得る。

7 監事は、競技団体の中から会長が推挙し理事会の承認を得る。

8 上記の役員は、市内在住、又は在勤者とする。

(職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職

務を代理する。

- 3 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した副理事長がその職務を代理する。
- 5 常任理事は、理事長・副理事長を補佐し、会務を執行する。
- 6 理事は、第13条に定める事項を審議する。
- 7 監事は、会計を監査し理事会において報告する。

(任期)

第9条 役員の任期は、2カ年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 後任者による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまでその職務を行う。

(名誉会長・名誉顧問及び顧問並びに参加)

第10条 協会に名誉会長・名誉顧問及び顧問並びに参加を置くことができる。

- 2 名誉会長・名誉顧問及び顧問並びに参加は理事会の推挙により協会が委嘱する。
- 3 名誉会長・名誉顧問は、協会の発展に特に功績のあった者を充て重要な会務の諮問に応じる。
- 4 顧問及び参加は、協会の発展に功績のあった者・学識経験者及び特に協会の目的・事業に賛助する者を充て重要な会務に参画する。

第5章 会議

(種類)

第11条 協会に次の会議を置く。

- (1) 常任理事会
 - (2) 理事会
- 2 各会議は2分の1以上の出席をもって成立し、議事は過半数をもって決する。
(常任理事会)

第12条 常任理事会は、理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、理事長が招集し次の事項を審議する。
 - (1) 重要な事業の企画及び調整に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算に関する事項
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 常任理事会には、会長、副会長等必要に応じて理事長が出席を要請することができる。
- 4 常任理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(理事会)

第13条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し次の事業を審議する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 事業の調整及び執行に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 理事会には、生涯スポーツ課長等必要に応じて会長が出席を要請することができる。
- 4 前条第4項の規定を準用する。

第6章 登録費及び会計

(登録費)

第14条 協会は、別に定める登録費（1カ年）を徴収するものとする。

(経費)

第15条 協会の事業の遂行に要する経費は、次の収入をもって行なうものとする。

- (1) 登録費
- (2) 交付金
- (3) 補助金

(4) 寄付金

(5) その他

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 協会の財務の処理については、財務規程による。

(会計監査)

第18条 会長は、毎会計年度の決算について監事の会計監査を受けなければならない。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日より執行する。

昭和54年 5月11日一部改正承認

昭和57年 4月23日一部改正承認

昭和58年 5月24日一部改正承認

昭和59年11月13日全部改正承認

平成元年11月15日一部改正承認

平成3年 5月27日一部改正承認

平成14年 4月24日一部改正承認

平成16年 4月28日一部改正承認

平成18年 3月24日一部改正承認

平成20年 4月 1日一部改正承認

平成21年 3月17日一部改正承認

平成23年 9月22日一部改正承認

平成26年 4月17日一部改正承認

平成28年12月 9日一部改正承認

知多市体育協会登録費を定める内規

この内規は、知多市体育協会会則第14条の規定による登録費について定めるものとする。

- | | | | | |
|---|-------|-----|------|-------------|
| 1 | 特別会員 | 年額 | 1口以上 | (1口 5,000円) |
| 2 | 賛助会員 | 年額 | 1人 | (1,500円) |
| 3 | 正会員 | 年額 | 1人 | (1,000円) |
| | 平成19年 | 4月 | 1日 | 一部改正承認 |
| | 平成28年 | 12月 | 9日 | 一部改正承認 |

知多市体育協会表彰規程

(趣旨)

第1条 知多市体育協会の運営及び事業の遂行に貢献した者並びに知多市のスポーツ振興に寄与した者の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 特別功労表彰

ア 会長及び副会長

イ 常任理事以上の役員として功労表彰後10年以上にわたり運営及び事業の遂行に特に貢献した者

ウ 加盟団体の運営役員として功労表彰後15年以上にわたりスポーツ振興に特に寄与した者

エ スポーツ組織の指導者又はスポーツ推進委員・スポーツ委員として功労表彰後15年以上にわたりスポーツ振興に特に寄与した者

オ 優秀選手の育成に顕著な功績があった者(競技者表彰のアに該当する競技者を2回以上育成した者。)

(2) 功労表彰

ア 理事以上の役員として5年以上にわたり運営及び事業の遂行に貢献した者

イ 加盟団体の運営役員として10年以上にわたりスポーツ振興に寄与した者

ウ スポーツ組織の指導者又はスポーツ推進委員・スポーツ委員として10年以上にわたりスポーツ振興に寄与した者(スポーツ推進委員・スポーツ委員として5年以上にわたってスポーツ振興に寄与し退任した者を含む。)、並びに事務局員として運営及び事業の遂行に貢献した者

エ 優秀選手の育成に功績があった者(競技者表彰のアに該当する競技者を育成した者。)

(3) 競技者表彰

ア 日本体育協会加盟団体等の主催する全国大会を経て日本代表として国際競技会に出場した者、及び日本体育協会加盟団体等の主催する全国大会において第3位以内に入賞した者

イ 国民体育大会に出場した者、及び県体育協会加盟団体又は県教育委員会等の主催する県大会(推薦を含む。)を経て県代表として全国大会に出場した者

ウ 県体育協会加盟団体又は県教育委員会等の主催する県大会(推薦を含む。)を経て県代表として東海地区以上の地区を単位とする大会において第3位以内に入賞した者

エ 県体育協会加盟団体及び県教育委員会等の主催する県大会(県スポーツ・レクリエーションフェスティバル東尾張地区大会を含む。)において優勝した者

オ その他の大会において、成績が優秀(3位以内)で、知多市のスポーツ振興に寄与した者

2 被表彰者は、日本体育協会スポーツ憲章に従った者とする。

3 被表彰者は、該当項目時に会員及び市内在住、在勤、又は在学者であることとする。ただし、本市を出身地とする者も対象とすることとする。

4 特別功労表彰及び功労表彰は、同一人につき各々1回限りとする。

5 特別功労表彰のアからエの表彰は退任後(退任予定を含む。)とする。

6 特別功労表彰及び功労表彰の貢献年数等について、年度を基準とする就任及び退任により貢献年数等が若干(3ヶ月程度)不足する場合、表彰審査会で年数を満たしているものとして認めることができる。

7 団体競技については、大会のチーム登録人員内とする。

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、他薦とし、原則として加盟団体代表者、スポーツ推進委員長、事務局長、知多市教育委員会スポーツ担当課長、学校関係は学校長がこれを行うこととする。

2 推薦者は、別に定める日までに、関係書類を事務局へ提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、毎年1月1日から12月31日までの期間を対象として、表彰審査会において行うものとする。

2 表彰審査会は、常任理事会を構成する者、並びにスポーツ推進委員会から推薦された者(5名以内)をもって構成する。

3 競技者表彰候補者を評価点査定し、評価点総和が80点以上に達した者を被表彰者とする。

詳細は

審査内規に定める。

(表彰の方法)

第5条 表彰の方法は、表彰状を授与し、記念品を贈呈することとする。

(表彰の期日)

第6条 表彰の期日は、毎年2月とする。

(変更)

第7条 この規程は、理事会で変更することができる。

附 則

本規程は、昭和47年1月1日から適用する。

昭和52年 2月 9日 一部変更承認

昭和54年 1月31日 一部変更承認

昭和56年 2月 4日 一部変更承認

昭和62年12月18日 一部変更承認

平成 7年 9月22日 一部変更承認

平成13年 9月26日 全部変更承認

平成15年 1月22日 一部変更承認

平成15年 3月20日 一部変更承認

平成22年 1月15日

一部変更承認

平成24年 3月23日

一部変更承認

平成24年12月13日

一部変更承認

平成27年12月11日

一部変更承認